

# 告 示

埼玉県告示第八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）フードオアシスオータニ幸手店

埼玉県幸手市東四丁目十四番地

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 出入口 の開口部幅について、道路設計基準に基づいた幅にすること。

・ 搬入車両について、駐車待ちスペースの確保をすること。

・ 夜間における騒音レベルの最大値の予測について、予測結果が規制基準を超過していることから、苦情の有無に関わらず、騒音に十分配慮し対策を検討すること。

・ 店舗の周辺道路は、一部が通学路に指定されているため、登下校時の児童生徒の安全確保のため、出入口への誘導員の配置を要望する。

## 二 縦覧期間

平成二十五年七月十二日から平成二十五年八月十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター